証券コード6971

株　主　各　位

平成21年6月5日

京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地
京セラ株式会社
代表取締役社長　久　芳　徹　夫

第55期 定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。
　さて、当社第55期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成21年6月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

【書面（議決権行使書）により議決権を行使する方法】
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使する方法】
　パソコンまたは携帯電話から議決権行使サイト（http://daiko-sb.gcan.jp）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。
　なお、インターネット等による議決権の行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」（14頁から15頁まで）を必ずご確認いただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　平成21年6月25日（木曜日）午前10時

2．場　　所　京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地
当社20階大ホール（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項　1．第55期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第55期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項　第1号議案　剰余金の処分の件

第2号議案　定款一部変更の件

第3号議案　取締役12名選任の件

第4号議案　監査役2名選任の件

第5号議案　取締役賞与支給の件

第6号議案　役員報酬制度見直しに伴う取締役及び監査役の報酬額改定の件

第7号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈及び役員退職慰労金制度廃止に伴う精算支給の件

4. 招集にあたっての決定事項

［議決権を複数回行使された場合のお取り扱い］

①書面（議決権行使書）と電磁的方法（インターネット等）の両方で議決権を行使された場合、電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使を有効な議決権の行使としてお取り扱いさせていただきます。

②電磁的方法（インターネット等）により議決権を複数回行使された場合には、最後に行われたものを有効な議決権の行使としてお取り扱いさせていただきます。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kyocera.co.jp/ir/index.html）に掲載させていただきます。

◎昨年まで株主総会終了後に株主の皆様との立食形式による懇親会を開催しておりましたが、昨今の経済情勢等を勘案し、その開催を見送らせていただくことといたしました。

何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、将来にわたり連結業績の向上を図ることが、企業価値を高め、株主の皆様のご期待に応えることになると考えております。

従って、配当につきましては、連結業績の当期純利益の範囲を目安とすることを原則とし、連結配当性向を20％から25％程度の水準で維持する配当方針としております。併せて、中長期の企業成長を図るために必要な投資額等を考慮し、総合的な判断により配当金額をご提案することとしております。

第55期の期末配当は、通期の業績及び上記配当方針を踏まえた上で、前期と同額の１株当たり60円といたしたいと存じます。これにより、年間の配当金は中間配当60円と合わせて前期と同額の１株当たり120円となります。

また、財務状況及び当期の業績並びに今後の経営環境等を総合的に勘案し、研究開発積立金、配当準備積立金、退職給与積立金、海外投資損失積立金及び別途積立金を取り崩したいと存じます。

つきましては、剰余金の処分を次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項
   ①配当財産の種類
   　金銭
   ②株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
   　当社普通株式１株につき金60円　　　総額11,011,682,040円
   ③剰余金の配当が効力を生じる日
   　平成21年６月26日

2. その他の剰余金の処分に関する事項
   ①増加する剰余金の項目及びその額
   　繰越利益剰余金　　　8,000,000,000円
   ②減少する剰余金の項目及びその額
   　研究開発積立金　　　1,000,000,000円
   　配当準備積立金　　　1,000,000,000円
   　退職給与積立金　　　　300,000,000円
   　海外投資損失積立金　1,000,000,000円
   　別途積立金　　　　　4,700,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年１月５日に施行され、上場株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる「株券電子化」）されました。

これに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

①株券電子化により不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定を削除する等所要の変更を行うものであります。なお、現行定款第７条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第６条第１項の定めにより、同法律の施行日に廃止したものとみなされております。

②株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して１年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。

③上記のほか、条数の繰り上げ及び字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第３条（本店の所在地） 当会社は、本店を京都市におく。	第３条（本店の所在地） 当会社は、本店を京都市に置く。
第７条（株券の発行） 当会社は、株式に係る株券を発行する。	＜削除＞
第８条（自己の株式の取得） （条文省略）	第７条（自己の株式の取得） （現行どおり）
第９条（単元株式数および単元未満株券の不発行） 当会社の単元株式数は、100株とする。 2. 当会社は、第７条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。	第８条（単元株式数） 当会社の単元株式数は、100株とする。 ＜削除＞

現　行　定　款	変　更　案
第10条（単元未満株式についての権利） 当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)　会社法第189条第２項各号に掲げる権利 (2)　会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 (3)　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4)　次条に定める請求をする権利	第９条（単元未満株式についての権利） 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) (2) (3) （現行どおり） (4)
第11条（単元未満株主の売渡請求） （条文省略）	第10条（単元未満株主の売渡請求） （現行どおり）
第12条（株主名簿管理人） 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。	第11条（株主名簿管理人） 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
第13条 ～ 第40条　（条文省略）	第12条 ～ 第39条 （現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
<新設>	附則
<新設>	第１条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
<新設>	第２条 前条および本条は、平成22年１月５日まで有効とし、平成22年１月６日をもって前条および本条を削除する。

第３号議案　取締役12名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役12名全員の任期が満了いたします。つきましては、取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び他の法人等の重要な代表状況	所有する当社株式の数
1	川村　誠（かわむら　まこと） （昭和24年８月13日生）	昭和48年３月　当社入社 平成13年６月　当社取締役就任 平成15年６月　当社取締役退任 当社執行役員常務就任 平成17年６月　当社代表取締役社長兼COO（最高執行責任者）就任 平成18年４月　当社代表取締役社長兼執行役員社長就任 平成20年５月　太陽光発電協会（現 有限責任中間法人太陽光発電協会）代表理事就任［現在］ 平成21年４月　当社代表取締役会長就任［現在］	3,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び他の法人等の重要な代表状況	所有する当社株式の数
2	山村雄三（やまむらゆうぞう） （昭和16年12月4日生）	昭和40年3月　当社入社 昭和62年6月　当社取締役就任 平成4年12月　京セラエルコ㈱代表取締役社長就任 平成5年6月　当社取締役退任 平成7年6月　当社代表取締役専務就任 平成11年6月　当社代表取締役専務退任 平成15年6月　当社取締役就任 平成18年4月　当社代表取締役副会長就任［現在］ 平成18年8月　当社通信機器関連事業本部長［現在］ 平成21年4月　京セラエルコ㈱取締役相談役就任［現在］	82,000株
3	久芳徹夫（くばてつお） （昭和29年2月2日生）	昭和57年6月　当社入社 平成15年6月　当社執行役員就任 平成17年6月　当社執行役員常務就任 当社ファインセラミック事業本部長兼半導体部品事業本部長 平成19年4月　当社執行役員専務就任 平成20年6月　当社取締役兼執行役員専務就任 平成21年4月　当社代表取締役社長兼執行役員社長就任[現在]	2,000株
4	前田辰巳（まえだたつみ） （昭和28年1月1日生）	昭和50年3月　当社入社 平成13年6月　当社取締役就任 平成15年6月　当社取締役退任 当社執行役員常務就任 当社事業戦略統括部長 平成17年6月　当社ソーラーエネルギー事業本部副本部長 平成19年4月　当社執行役員専務就任 当社ソーラーエネルギー事業本部長 平成20年6月　当社取締役兼執行役員専務就任 平成21年1月　当社ソーラーエネルギー事業本部長兼電子部品事業本部長［現在］ 平成21年4月　当社代表取締役副社長兼執行役員副社長就任［現在］	1,140株
5	久木壽男（ひさきひさお） （昭和21年7月2日生）	昭和44年3月　当社入社 平成3年6月　当社取締役就任［現在］ 平成15年6月　当社執行役員常務就任 平成15年7月　京瓷（天津）商貿有限公司副総経理就任 平成17年4月　京瓷（天津）商貿有限公司総経理就任 平成17年5月　当社執行役員常務退任 平成19年3月　京瓷（天津）商貿有限公司董事長兼総経理就任［現在］ 平成21年4月　当社執行役員専務就任［現在］	5,171株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の重要な代表状況	所有する当社株式の数
6	ロドニー・ランソーン (昭和20年2月5日生)	昭和54年9月　KYOCERA INTERNATIONAL, INC. 入社 昭和62年1月　KYOCERA INTERNATIONAL, INC. 取締役社長就任［現在］ 平成元年6月　当社取締役就任 平成2年3月　当社常務取締役就任 平成11年6月　当社代表取締役専務就任 平成15年6月　当社取締役就任［現在］	(3,628ADR)
7	ジョン・ギルバートソン (昭和18年12月4日生)	昭和56年1月　AVX CORPORATION 入社 平成6年5月　AVX CORPORATION 最高執行責任者就任 平成7年6月　当社取締役就任 平成9年6月　AVX CORPORATION 取締役社長兼最高執行責任者就任 平成11年6月　当社常務取締役就任 平成13年7月　AVX CORPORATION 取締役社長兼最高経営責任者就任［現在］ 平成15年6月　当社取締役就任［現在］	(18,867ADR)
8	山本康行（やまもとやすゆき） (昭和26年4月2日生)	昭和51年5月　当社入社 平成14年8月　当社移動体通信機器統括事業部長 平成15年6月　当社執行役員就任 平成17年6月　当社移動体通信機器事業本部長 平成18年8月　当社通信機器関連事業本部移動体通信機器統括事業部長 平成19年4月　当社通信機器関連事業本部移動体通信機器統括事業部長兼通信システム機器統括事業部長 平成20年4月　当社執行役員上席就任 当社通信機器関連事業本部副本部長［現在］ 平成21年4月　当社執行役員常務就任［現在］	259株
9	鹿野好弘（かのよしひろ） (昭和28年4月5日生)	昭和55年8月　KYOCERA INTERNATIONAL, INC. 入社 平成3年6月　当社へ転籍 平成13年10月　当社関連会社育成本部第2事業支援部長 平成17年6月　当社執行役員就任 当社関連会社統轄本部副本部長 平成18年4月　当社関連会社統轄本部長［現在］ 平成21年4月　当社執行役員常務就任［現在］	199株
10	山口悟郎（やまぐちごろう） (昭和31年1月21日生)	昭和53年3月　当社入社 平成14年8月　当社半導体部品統括営業部副統括部長 平成15年6月　当社執行役員就任 平成16年7月　当社半導体部品統括営業部長 平成17年6月　当社執行役員上席就任 当社半導体部品事業本部副本部長 平成21年4月　当社執行役員常務就任［現在］ 当社半導体部品事業本部長［現在］	7,178株

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び他の法人等の重要な代表状況</th><th>所 有 す る
当社株式の数</th></tr>
<tr><td>11</td><td>青（あお）木（き）昭（しょう）一（いち）
（昭和34年９月19日生）</td><td>昭和58年３月　当社入社
平成15年９月　当社経営管理統括部経理部長
平成17年６月　当社執行役員就任
　　　　　　　当社経理本部長
平成20年５月　当社経理財務本部長［現在］
平成21年４月　当社執行役員常務就任［現在］</td><td>1,085 株</td></tr>
<tr><td>12</td><td>駒（こま）口（ぐち）克（かつ）己（み）
（昭和26年３月５日生）</td><td>昭和61年３月　当社入社
平成10年11月　当社プリンタ事業部長
平成13年６月　京セラミタ㈱取締役（技術担当）就任
平成14年６月　京セラミタ㈱常務取締役就任
平成16年６月　京セラミタ㈱取締役就任
平成16年７月　京セラミタ㈱取締役兼執行役員専務就任
平成18年４月　京セラミタ㈱代表取締役副社長兼執行役員副社長就任
平成19年４月　京セラミタ㈱代表取締役社長兼執行役員社長就任［現在］
平成20年４月　当社執行役員就任
平成21年４月　当社執行役員常務就任［現在］</td><td>1,923 株</td></tr>
</table>

（注）1. 取締役候補者 川村　誠氏は、東莞石龍京瓷光学有限公司の董事長であり、同社と当社との間には切削工具・薄膜部品等の販売・仕入に関する取引関係があります。
2. 取締役候補者 前田辰巳氏は、京瓷（天津）太陽能有限公司の董事長であり、同社と当社との間にはソーラー製品等の販売・仕入に関する取引関係があります。
3. 取締役候補者 久木壽男氏は、京瓷（天津）商貿有限公司の董事長兼総経理であり、同社と当社との間には切削工具・電子部品等の販売に関する取引関係があります。
4. 取締役候補者 ジョン・ギルバートソン氏は、AVX CORPORATIONの取締役社長兼最高経営責任者であり、同社と当社との間には電子部品等の販売・仕入に関する取引関係があります。
5. 上記以外の取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
6. 取締役候補者の所有する当社株式の数には、京セラグループ役員持株会における本人の持分を含めております。
7. 取締役候補者のうち、当社米国預託証券（ADR）により、実質的に当社株式を所有する者は、次のとおりであります。

ロドニー・ランソーン氏	3,628 株	（3,628ADR）
ジョン・ギルバートソン氏	18,867 株	（18,867ADR）

第４号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 西川美彦及び田村繁和の両氏の任期が満了いたします。つきましては、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び他の法人等の重要な代表状況	所有する当社株式の数
1	西川美彦（にしかわ よしひこ） （昭和20年９月11日生）	昭和45年３月　当社入社 平成７年６月　当社取締役就任 平成15年６月　当社取締役退任 当社執行役員上席就任 当社法務知的財産統括部長 平成16年７月　当社部品研究開発統括部長 平成17年６月　当社常勤監査役就任［現在］	2,222株
2	原　良也（はら よしなり） （昭和18年４月３日生）	昭和42年４月　大和證券㈱入社 平成３年６月　大和證券㈱取締役就任 平成７年９月　大和證券㈱常務取締役就任 平成９年10月　大和證券㈱代表取締役社長就任 平成11年４月　㈱大和証券グループ本社代表取締役社長兼CEO就任 大和証券㈱代表取締役社長就任 平成16年６月　㈱大和証券グループ本社取締役会長就任 平成20年６月　㈱大和証券グループ本社最高顧問就任［現在］	0株

（注）1．監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2．監査役候補者の所有する当社株式の数には、京セラグループ役員持株会における本人の持分を含めております。

3．社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

（1）原　良也氏は、社外監査役候補者であります。

（2）社外監査役候補者とする理由

原　良也氏は、証券会社の経営者としての豊富な経験と高い見識を有していることから、当社社外監査役として企業活動全般にわたる幅広い監査が期待できると判断し、候補者としております。

（3）原　良也氏は日本電気株式会社の社外取締役に在任しております。同社は、米国預託証券（ADR）の発行者として米国1934年証券取引所法に基づき米国証券取引委員会（SEC）に対する年次報告書の提出を義務付けられておりましたが、平成17年度の連結財務諸表の監査の過程で要求された収益認識に関する追加分析を完了できず、同年度以降の決算期に係る年次報告書をSECに提出できませんでした。このため、平成19年10月に同社のADRは、米国ナスダック市場への上場が廃止されました。同氏は日頃から同社の取締役会において財務報告の適正性の確保、情報開示を含むコンプライアンス体制及びリスク管理体制の強化等の観点から意見を表明しておりますが、本件について報告を受け、今後の対応策、情報開示の方針等について審議を行い、同社の内部統制システムを一層強化するために各種の提言、意見表明等を行いました。

(4) 原　良也氏の選任が承認された場合には、当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第36条（第2号議案が原案どおり承認可決された場合には第35条となります。）の規定により、同氏との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

第5号議案　取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役12名に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額2,370万円を支給いたしたいと存じます。

第6号議案　役員報酬制度見直しに伴う取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成17年6月28日開催の第51期定時株主総会において月額3,000万円以内として、また、監査役の報酬額は、平成3年6月27日開催の第37期定時株主総会において月額800万円以内としてご承認をいただいております。今般、役員報酬制度を見直し、従来の月額報酬、役員賞与及び役員退職慰労金の3つの報酬等のうち役員退職慰労金を廃止して「基本報酬」及び「取締役賞与」の2つの報酬等に再構成することとし、次のとおり改定いたしたいと存じます。

なお、現在の取締役の員数は12名、監査役の員数は5名でありますが、第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合、員数の変動はありません。

1. 取締役

(1)基本報酬

各取締役の責務に応じて支払う報酬とし、従来の役員退職慰労金相当額等を勘案して、年額4億円以内といたしたいと存じます。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

(2)取締役賞与

従来から毎期の会社業績に連動した報酬としておりますが、今般の役員報酬制度の見直しに当たり、その基準を明確にするため、年額3億円を上限として当該期の連結当期純利益の0.2％以内の金銭を各取締役の業績貢献度に応じて支給することといたしたいと存じます。

2. 監査役

監査の中立性を確保するため、従来の役員賞与は支給せず、会社業績と連動しない基本報酬のみとし、年額1億円以内といたしたいと存じます。

第７号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈及び役員退職慰労金制度廃止に伴う精算支給の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任される伊藤謙介、中村　昇、森田直行、山本道久及び岸本勲夫の各氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

その具体的金額、時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏　名	略　歴
伊藤謙介（いとう　けんすけ）	昭和50年５月　当社取締役就任 昭和54年８月　当社常務取締役就任 昭和56年７月　当社専務取締役就任 昭和60年６月　当社代表取締役副社長就任 平成元年６月　当社代表取締役社長就任 平成11年６月　当社代表取締役会長就任 平成17年６月　当社取締役相談役就任［現在］
中村　昇（なかむら　のぼる）	平成３年６月　当社取締役就任 平成７年６月　当社常務取締役就任 平成９年６月　当社代表取締役専務就任 平成11年６月　当社代表取締役副社長就任 平成15年６月　当社取締役就任 平成18年４月　当社代表取締役会長就任 平成21年４月　当社取締役相談役就任［現在］
森田直行（もりた　なおゆき）	平成15年６月　当社取締役就任 平成18年４月　当社代表取締役副会長就任 平成21年４月　当社取締役就任［現在］
山本道久（やまもと　みちひさ）	昭和62年６月　当社取締役就任 平成元年６月　当社常務取締役就任 平成４年６月　当社代表取締役専務就任 平成11年６月　当社代表取締役副社長就任 平成15年６月　当社代表取締役就任 平成17年６月　当社取締役就任［現在］
岸本勲夫（きしもと　いさお）	平成５年６月　当社取締役就任 平成９年６月　当社常務取締役就任 平成13年６月　当社専務取締役就任 平成15年６月　当社取締役就任［現在］

また、当社は、役員報酬制度改革の一環として、本総会後、取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止いたします。これに伴い、第３号議案を原案どおりご承認いただくことを条件として取締役に重任される予定の川村　誠、山村雄三、久芳徹夫、前田辰巳、久木壽男、ロドニー・ランソーン及びジョン・ギルバートソンの各氏並びに第４号議案を原案どおりご承認いただくことを条件として監査役に重任される予定の西川美彦氏に

対し、本総会終結の時までの在任期間中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で当該期間を対象とする退職慰労金を精算支給することといたしたいと存じます。

なお、その支給の時期は、各取締役及び監査役の退任時とし、その具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退職慰労金精算支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏　名	略　歴
川村　誠（かわむら まこと）	平成17年６月　当社代表取締役社長就任 平成21年４月　当社代表取締役会長就任［現在］
山村雄三（やまむら ゆうぞう）	平成15年６月　当社取締役就任 平成18年４月　当社代表取締役副会長就任［現在］
久芳徹夫（くば てつお）	平成20年６月　当社取締役就任 平成21年４月　当社代表取締役社長就任［現在］
前田辰巳（まえだ たつみ）	平成20年６月　当社取締役就任 平成21年４月　当社代表取締役副社長就任［現在］
久木壽男（ひさき ひさお）	平成３年６月　当社取締役就任［現在］
ロドニー・ランソーン	平成元年６月　当社取締役就任 平成２年３月　当社常務取締役就任 平成11年６月　当社代表取締役専務就任 平成15年６月　当社取締役就任［現在］
ジョン・ギルバートソン	平成７年６月　当社取締役就任 平成11年６月　当社常務取締役就任 平成15年６月　当社取締役就任［現在］
西川美彦（にしかわ よしひこ）	平成17年６月　当社常勤監査役就任［現在］

以　上

「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」

本総会に当日ご出席願えない場合、インターネットにより議決権を行使することができます。

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申しあげます。

記

1．ご留意いただく事項

①インターネットによる議決権の行使は、当社の株主名簿管理人が開設する議決権行使サイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットによる議決権の行使も可能です。

②インターネットにより議決権を行使された場合は、同封の議決権行使書をご郵送いただく必要はございません。

③議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

④インターネットによる議決権の行使は、株主総会前日（平成21年6月24日）の午後5時30分まで可能ですが、議決権行使結果の集計上、お早めに行使していただきますようお願い申しあげます。

2．お手続きの方法

①当社の株主名簿管理人が開設する次の議決権行使サイトにアクセスしてください。

・**議決権行使サイト　http://daiko-sb.gcan.jp**

次の「QRコード」からも議決権行使サイトにアクセスいただけます。
バーコード読取機能付き携帯電話で、次の「QRコード」を読み取り、
議決権行使サイトにアクセスしてください。
操作方法につきましては、各携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

アクセス用QRコード

（注）QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

②株主様の確認のため、**同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力のうえ**、画面の「ログイン」ボタンをクリックしてください。

③同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」は仮のものであり、株主様以外の第三者による不正なアクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、株主様の任意の「新パスワード」に変更してください。

「新パスワード」は、本総会の議決権行使期間中、議決権行使サイトへ再度ログインする際に必要となります。再発行はいたしかねますので、失念されないようご注意ください。

④画面の案内に従って、議決権を行使してください。

［システム環境について］

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

(1) インターネットに接続可能であること。

(2) パソコンによるインターネット接続の場合

①インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Internet Explorer Ver. 5.0 以上、または Netscape Communicator Ver. 4.5 以上を使用できること。

②招集通知の添付ファイルを参照するためのソフトウェアとして、Acrobat Reader Ver. 5.0 以上を使用できること。

（注）Internet Explorerはマイクロソフト社の、Netscape Communicatorはネットスケープ社の、Acrobat Readerはアドビシステムズ社の、それぞれ登録商標または商標です。

(3) 携帯電話によるインターネット接続の場合

①SSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。

②EZweb、iモード、Yahoo！ケータイのいずれかのサービスが利用可能であること。

（注）EZwebはKDDI株式会社の、iモードは株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの、Yahoo！は米国Yahoo！Inc.の、それぞれ登録商標または商標です。

＜機関投資家の皆様へ＞

議決権行使の方法として、株式会社ＩＣＪが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

以　上

議決権行使サイトのご利用に関するお問い合わせ先

株式会社だいこう証券ビジネス　証券代行部（ITヘルプデスク）
電話　0120－911－860（通話料無料、24時間受付）

会　場　ご　案　内　図
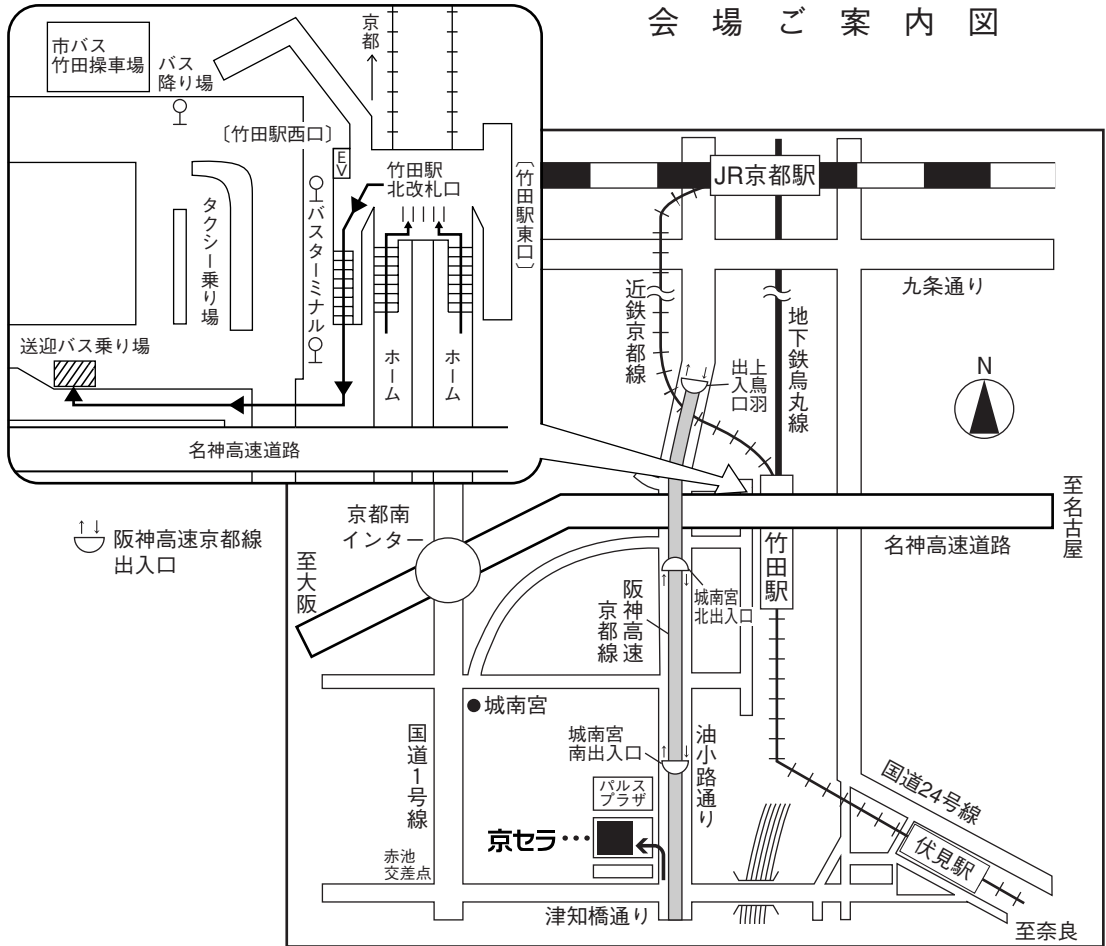
○交通機関

・地下鉄烏丸線または近鉄京都線「竹田駅」（京都駅からの所要時間６～９分）から送迎バスを運行いたします。

４番出口（北改札口を出て西口側）から送迎バス乗り場まで係員がご案内いたします。

（お願い）送迎バスは午前９時から順次出発いたします。交通渋滞等により会場まで時間を要する場合がありますので、余裕をもってお越しください。

・「竹田駅」から徒歩の場合は約18分。路線バスをご利用の場合は、「パルスプラザ前」下車。

・近鉄京都線「伏見駅」から徒歩の場合は約15分。

○お車でお越しの方は、上記案内図の矢印（➔）の方向から構内に入り、地下駐車場をご利用ください。